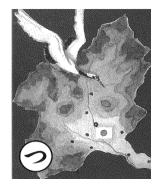




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月11日(金) 第9740号

目次

ページ

規 則

- 租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則(建築課) 2

告 示

- 解除予定保安林(森林保全課) 9
- 同 9
- 令和2年度及び令和3年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示(建設企画課) 9
- 道路の区域変更(道路管理課) 17
- 道路の供用開始(同) 18
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課) 18

公 告

- 都市計画工業団地造成事業決定の県原案(都市計画課) 18
- 公聴会の開催(同) 19
- 都市計画区域区分変更の県原案(同) 19
- 公聴会の開催(同) 20
- 都市計画区域区分変更の県原案(同) 21
- 公聴会の開催(同) 21
- 都市計画区域区分変更の県原案(同) 22
- 同 22
- 公聴会の開催(同) 23
- 都市計画区域区分変更の県原案(同) 24
- 公聴会の開催(同) 24
- 都市計画区域区分変更の県原案(同) 25
- 公聴会の開催(同) 26
- 都市計画道路の変更に係る縦覧(同) 27

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施(産業技術センター) 27

落 札

- 落札者等の決定(病院局総務課) 29

■規則

租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十九号

租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する規則(昭和四十九年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十一条の第二項第十五号ハ」を「第三十一条の第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の第三項第十五号ハ」を「第六十二条の第三項第十四号ハ」に、「宅地認定申請書」を「優良宅地認定申請書」に改める。

第三条の見出し中「宅地認定申請書」を「優良宅地認定申請書」に改め、同条第五項中「造成区域」の下に「(造成区域を工区に分けたときは、造成区域及び工区)」を加える。

第五条(見出しを含む)中「宅地認定書」を「認定書」に改める。

第七条第一項中「認定宅地証明申請書」を「優良宅地証明申請書」に改め、同条第二項中「認定宅地証明書」を「証明書」に改める。

第九条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条中「権限」を「権原」に、「第三十一条の第二項第十五号ハ」を「第三十一条の第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の第三項第十五号ハ」を「第六十二条の第三項第十四号ハ」に改める。

第十条第一項中「宅地認定申請書」を「優良宅地認定申請書」に改め、同条第二項中「認定宅地証明書」を「証明書」に改める。

第十一条中「第三十一条の第二項第十六号ニ」を「第三十一条の第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の第三項第十六号ニ」を「第六十二条の第三項第十五号ニ」に、「住宅新築認定申請書」を「優良住宅認定申請書」に改める。

第十二条の見出し中「住宅認定申請書」を「優良住宅認定申請書」に改め、同条第一項第三号中「方位」を「方位」に改め、「もの」の下に「」を加え、同条第四号中「第六条第三項」を「第六条第一項」に、「確認通知書」を「確認済証(同法第六条の二第一項の規定により同法第六条第一項の確認済証とみなされるものを含む。)」に、「第七条第三項」を「第七条第五項」に改め、「検査済証」の下に「(同法第七条の二第五項の規定により同法第七条第五項の検査済証とみなされるものを含む。)」を加え、「第三十一条の第二項第十六号ニ」を「第三十一条の第二項第十五号ニ」に改め、同項第五号中「並びに設計者」を「設計者」に改め、同項第六号中「床面積計算書(各戸)」を「床面積計算書(各戸)」に、「」に「」に居住」を

「」に、「居住」に、「延床面積」を「延べ面積」に改め、「もの」の下に「」を加え、同項第七号中「各階平面図 方位」を「各階平面図(方位)」に改め、「もの」の下に「」を加え、同項第九号中「配置図 方位」を「配置図(方位)」に改め、「もの」の下に「」を加え、同項第十一号中「別記第一号様式」を「別記第二号様式」に、「建築確認通知書」を「確認済証」に改め、同項第十三号中「建築費計算書(総建築費)」を「建築費計算書(総建築費)」に、「(」に「(」に「)」を加える。

第十四条の見出し中「住宅認定書」を「認定済証」に改め、同条中「住宅新築認定書」を「認定済証」に改める。

別記様式第一号中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同様式備考3中「なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ハ及び同法第62条の3第4項第15号ハに基づくものでない場合には、造成宅地の種類番号「2」については記載しないこと。」を削る。

別記様式第三号中「年 月 日住」を削る。

別記様式第四号中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

別記様式第五号中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に、「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記様式第九号を次のように改める。

別記様式第十号中「認定宅地証明書」や「証明書」及び「群馬県知事」や「土木事務所長」及び「宅地であることについて認定したことを証明する」や「優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証明します」及び「宅地の地番」や「宅地造成区域に含まれる地域の名称」を改める。

別記様式第11号(規格A4)(第11条関係)

(表)

<p>優良住宅認定申請書</p> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">手数料</div>																									
<p>租税特別措置法</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号 第68条の6第3項第6号</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div>																								
<p>の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。</p>																									
<p>年 月 日</p>																									
<p>土木事務所長</p>	<p>あて</p>																								
<p>申請者 住所 氏名 印</p>																									
住宅新築事業の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>新築住宅の所在地及び名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>新築住宅の戸数(総戸数 戸)</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>住宅の床面積</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>住宅の敷地面積</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>住宅の構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>住宅の建築費(消費税抜・消費税込)</td> <td style="text-align: right;">万円/3.3㎡</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>都市計画区域の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>中高層耐火共同住宅の階数</td> <td></td> </tr> </table>	1	新築住宅の所在地及び名称		2	新築住宅の戸数(総戸数 戸)	戸	3	住宅の床面積	㎡	4	住宅の敷地面積	㎡	5	住宅の構造		6	住宅の建築費(消費税抜・消費税込)	万円/3.3㎡	7	都市計画区域の名称		8	中高層耐火共同住宅の階数	
1	新築住宅の所在地及び名称																								
2	新築住宅の戸数(総戸数 戸)	戸																							
3	住宅の床面積	㎡																							
4	住宅の敷地面積	㎡																							
5	住宅の構造																								
6	住宅の建築費(消費税抜・消費税込)	万円/3.3㎡																							
7	都市計画区域の名称																								
8	中高層耐火共同住宅の階数																								
摘要																									
※受付番号	年 月 日 第 号																								
※認定番号	年 月 日 第 号																								

(裏)

備考1 ※印のある欄には記入しないこと。

2 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合にあっては、住宅以外の部分も含めてそれぞれの独立部分について別紙1に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には、当該一棟の家屋の床面積及びその敷地面積を記載すること。

また、新築住宅の総戸数の欄には、住宅以外の独立部分の数を含めた総戸数を記載すること。

3 住宅の構造の欄には、耐火、準耐火及びその他の区分を記載すること。

4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づくものでない場合には、「7 都市計画区域の名称」及び「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は必要ない。また、これらの規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合は、「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は必要ない。

5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「1 新築住宅の所在地及び名称」、「3 住宅の床面積」及び「4 住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称並びに床面積の合計及び敷地面積を記載すること。また、「5 住宅の構造」及び「6 住宅の建築費（消費税抜・消費税込）」の欄への記載は必要ない。

6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。

7 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

8 住宅が建築基準法施行規則別記第2号様式に規定する高床式住宅である場合にあっては、床下部分以外の部分の面積を「3 住宅の床面積」及び別紙2の床面積欄に記載すること。

9 「6 住宅の建築費（消費税抜・消費税込）」の（ ）内の消費税抜・消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ該当するものに○をつけること。申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合については、別紙2の「住宅の建築費（消費税抜・消費税込）」の（ ）内の消費税抜・消費税込の別について建築費の算定方式に応じ該当するものに○をつけること。

別紙1

番号	床面積				
	専有部分の床面積		共用部分 の床面積	計	備考
	居住の用に供する部分の床面積	居住の用に供する部分以外の部分の床面積			
		m ²	m ²	m ²	
計		m ²	m ²	m ²	

別紙2

住宅番号	住宅の所在地	住宅の戸数	住宅の床面積	住宅の敷地面積	住宅の構造	住宅の建築費 (消費税抜・消費税込)
		戸	m ²	m ²		万円/3.3m ²
合計		戸	m ²	m ²		

備考 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合に
あつては、それぞれの住宅について別紙1に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄
には、当該一棟の家屋の床面積及び敷地面積を記載すること。

別記様式第十二号中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡中之条町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 ダム及び河川管理施設用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県森林環境部森林保全課及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第156号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 沼田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 再生可能エネルギー発電用施設用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県森林環境部森林保全課及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第157号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2及び第180条の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格に係る基本的事項並びに申請の時期及び方法等を次のとおり定め、県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務（以下「委託業務」という。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和元年12月2日から施行する。

なお、平成30年度及び平成31年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等（平成29年群馬県告示第297号）は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託業務の種類
委託業務の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

業種	登録部門	希望部門	
測量	測量業者	測量一般	
		地図の調整	
		航空測量	
建築関係 建設コンサルタント業務	1級建築士事務所	建築一般	
	2級建築士事務所		
			意匠
			構造
			冷暖房
			衛生
			電気
			建築積算
			電気積算
			機械積算
			工事監理(建築)
			工事監理(電気)
			工事監理(機械)
			調査
			耐震診断
地区計画及び地域計画			
土木関係 建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋	
	港湾及び空港	港湾及び空港	
	電力土木	電力土木	
	道路	道路	
	鉄道	鉄道	
	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道	
	下水道	下水道	
	農業土木	農業土木	
	森林土木	森林土木	
	水産土木	水産土木	

	廃棄物	廃棄物
	造園	造園
	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画
	地質	地質
	土質及び基礎	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート
	トンネル	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境	建設環境
	機械	機械
	電気電子	電気電子
		交通量調査
		環境調査
		経済調査
		分析・解析
		宅地造成
		電算関係
		計算業務
		資料等整理
		施工管理
地質調査	地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査	土地調査
	土地評価	土地評価
	物件	物件
	機械工作物	機械工作物
	営業補償・特殊補償	営業補償・特殊補償
	総合補償	総合補償
	事業損失	事業損失
	補償関連	補償関連
	不動産鑑定業者	不動産鑑定

	土地家屋調査士	登記手続等
	司法書士	
計量証明	振動加速度レベル	振動加速度レベル
	濃度	濃度
	音圧レベル	音圧レベル
	特定濃度	特定濃度
作業環境測定	作業環境測定機関	作業環境測定
気象予報	気象予報士	気象予報

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、4により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税が未納の者
- (4) 法律で登録が義務付けられている次に掲げる業種について、当該登録等を行っていない者

測量業者 1級建築士事務所 2級建築士事務所 不動産鑑定業者 土地家屋調査士 司法書士 計量証明業者 作業環境測定機関 気象予報士

- (5) 入札参加希望業種について、登録しておらず、かつ、過去10年間の受注実績がない者
- 3 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、委託業務の種類に従い、2に掲げる項目を確認して決定するものとする。
- 4 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、建設コンサル競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。
- 5 申請の受付期間 令和元年12月2日（月）から同月20日（金）までとする。
- 6 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、(10)及び(11)に掲げる項目については、電磁的記録による提出とする。
- (1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書
 - (2) 納税証明書（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。同時に他の市町村に申請する場合は、該当する市町村税に関するものを含む。）
 - (3) 法人にあつては財務諸表（審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもの）、個人にあつては確定申告書（直近2年分）

- (4) 委託業務に関し、業者登録をしている場合は、各登録官署が発行する登録証明書の写し
 - (5) 県内業者にあつては、登録する委託業務に係る技術者に関する免許及び健康保険証の写し
 - (6) I S O認証を取得している場合は、登録証の写し
 - (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任通知書
 - (8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
 - (9) 暴力団排除に関する誓約書
 - (10) 測量等実績調書(別記様式第1号)
 - (11) 技術者経歴書(別記様式第2号)
 - (12) 関連業者報告書(別記様式第3号)
- 7 電子申請及び添付書類に使用する言語等
- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
 - (2) 6(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。
なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
 - (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。
なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。
- 8 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、資格を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。
- 9 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和4年3月31日までとする。
- 10 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。
なお、届出に当たり、6に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。
- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
 - (2) 所在地又は住所を変更したとき。
 - (3) 電話番号又はF A X番号を変更したとき。
 - (4) 商号又は名称を変更したとき。
 - (5) 代表者の変更があつたとき。
 - (6) 代理人の変更があつたとき。
- 11 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があつた後2年間を限度として資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。
- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
 - (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
 - (4) 契約の履行に当たり、故意に調査若しくは測量を粗雑にし、又は成果物の品質若しくは数量に関して不正の

行為をした者

(5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

(8) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

12 資格の取消し等の通知 知事は、11の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

13 申請情報の取扱い

(1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）及び業種並びに部門）について公開する。

(2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

別記様式第1号（規格A4）

測 量 等 実 績 調 書

（登録業種区分） _____

商号又は名称 _____

注 文 者	元請又は 下請の別	件 名	測量等対象 の 規 模 等	業 務 履 行 場所のある 都道府県名	請負代金の額 (千円)	着 手 年 月
						完了(予定)年月

記載要領

- 1 登録を受けた業種ごと又はその他の営業の種類ごとに作成すること。
- 2 直前2年間の主な完了業務及び直前2年間に着手した主な未完了業務について記載すること。
- 3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
- 5 「請負代金の額」の欄は、消費税込みの金額を記載すること。

別記様式第2号（規格A4）

技術者経歴書

（業種区分）

商号又は名称

氏名	法令による免許等		実務経歴	実務経験年月数
	名称	取得年月日		
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

記載要領

- 1 測量、建築関係建設コンサルタント業務等の業種区分ごとに作成すること。
- 2 「氏名」の欄は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に括弧書きで当該営業所名を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること（例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士）。
 なお、技術士の場合は、合格した技術部門及び選択科目を末尾に記載すること（例：技術士（建設部門・鋼構造及びコンクリート））。
- 4 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

別記様式第3号(規格A4)

関連業者報告書					
内 訳 区 分		記 載 内 容			
関連業者との関係	資本面の関連 株式 (総数に対する割合)	業 者 名	株式総数・出資総額	所有株数・出資額	割 合
	出資 (総額に対する割合)				
	人事面の関連	業 者 名	役 職 名		
	役員の兼務状況				
	そ の 他	業 者 名	関 係 内 容		
	特別な提携関係				
当社と関連のある業者について、上記のとおり報告します。 年 月 日 群馬県知事 あて <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 所在地 商号又は名称 代表者職氏名 印 </div>					

◎群馬県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	254号	甘楽郡甘楽町大字金井字権現堂857番の2地先から同郡同町大字同字下町505番の1地先まで	前	10.3~13.8	103.7
			後	10.3~29.5	103.7

◎群馬県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	254号	甘楽郡甘楽町大字金井字権現堂857番の2地先から同郡同町大字同字下町505番の1地先まで	令和元年10月11日

◎群馬県告示第160号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、令和元年7月30日から適用する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

「木部米郎 邑楽郡邑楽町大字中野4457-5(角屋商店)
邑楽館林農業協同組合 邑楽郡邑楽町大字中野4608-1(中野支所)」を「木部米郎 邑楽郡邑楽町大字中野4457-5(角屋商店)」に改める。

■ 公 告

玉村都市計画工業団地造成事業について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により決定するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

玉村都市計画工業団地造成事業を次のように決定する。

- 1 都市計画工業団地造成事業 次の工業団地造成事業を追加する。
高崎玉村スマートIC北地区工業団地造成事業 面積約19.6ha 玉村町大字上新田及び板井の各一部

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、玉村都市計画工業団地造成事業に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一太

- 1 開催期日及び場所 令和元年11月13日（水）午前10時から 玉村町役場3階 大会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 玉村都市計画工業団地造成事業の決定に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課において、令和元年10月11日（金）から同月25日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和元年10月25日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

玉村都市計画工業団地造成事業の決定（高崎玉村スマートIC北地区の決定）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて		
令和元年10月11日付け群馬県報に登載された玉村都市計画工業団地造成事業の決定に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1 公述申出人	住所	電話番号
	氏名	印 年齢 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）	
3	意見の要旨（別紙のとおり）	

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

前橋都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一太

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
西善・中内地区 面積約17.3ha 前橋市西善町、中内町及び東善町の各一部

2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		836.6千人	おおむね811.3千人
市街化区域内人口		571.1千人	※ おおむね562.9千人
配分する人口		—	おおむね548.8千人

※ 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、前橋都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一太

- 開催期日及び場所 令和元年11月15日（金）午前10時から 前橋市上川淵公民館上北分館
- 作成しようとする都市計画の案 前橋都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課において、令和元年10月11日（金）から同月25日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和元年10月25日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

前橋都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて		
令和元年10月11日付け群馬県報に登載された前橋都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1 公述申出人	住所	電話番号
	氏名	職業
	印	年齢
2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3 意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

高崎都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

高崎都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
複合産業団地西地区 面積約6.5ha 高崎市宿大類町の一部
- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		836.6千人	おおむね811.3千人
市街化区域内人口		571.1千人	※ おおむね562.9千人
配分する人口		—	おおむね548.8千人

※ 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、高崎都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 開催期日及び場所 令和元年11月15日（金）午後3時から 宿大類町公民館
- 2 作成しようとする都市計画の案 高崎都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課において、令和元年10月11日（金）から同月25日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和元年10月25日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都

市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

高崎市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて		
令和元年10月11日付け群馬県報に登載された高崎市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1	公述申出人 住所 氏名 印 年齢	電話番号 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）	
3	意見の要旨（別紙のとおり）	

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

桐生都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一太

桐生都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域の境界を変更する。
相生町二丁目山廻地区 面積増減無し 桐生市相生町の一部
- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		476.8千人	おおむね451.0千人
市街化区域内人口		334.3千人	※ おおむね317.8千人
配分する人口		—	おおむね319.2千人

※ 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されていない。

館林都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一太

館林都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
 明和町役場庁舎周辺地区 面積約8.9ha 明和町田島、南大島及び新里の各一部
 明和東部工業団地地区 面積約44.5ha 明和町斗合田、下江黒及び千津井の各一部
 明和矢島地区 面積約12.5ha 明和町矢島の一部
 千代田中森地区 面積約18.9ha 千代田町大字上中森及び下中森の各一部
 邑楽中央地区 面積約18.3ha 邑楽町大字中野及び光善寺の各一部
- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		476.8千人	おおむね451.0千人
市街化区域内人口		334.3千人	※ おおむね317.8千人
配分する人口		—	おおむね319.2千人

※ 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されていない。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、館林都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 開催期日及び場所 令和元年11月12日（火）午後2時から 館林土木事務所
- 2 作成しようとする都市計画の案 館林都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課及び邑楽町都市建設課において、令和元年10月11日（金）から同月25日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和元年10月25日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
 なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問い合わせ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
 別記様式

館林都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて		
令和元年10月11日付け群馬県報に登載された館林都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1	公述申出人 住所 氏名 印 年齢	電話番号 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）	
3	意見の要旨（別紙のとおり）	

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

藤岡都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一太

藤岡都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
東平井工業団地第二期地区 面積約6.2ha 藤岡市東平井の一部
- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	平成27年 （基準年）	令和7年 （基準年の10年後）
都市計画区域内人口		836.6千人	おおむね811.3千人
市街化区域内人口		571.1千人	※ おおむね562.9千人
配分する人口		—	おおむね548.8千人

※ 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、藤岡都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一太

- 1 開催期日及び場所 令和元年11月13日（水）午後2時から 藤岡市役所東庁舎3階大会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 藤岡都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県藤岡土木事務所及び藤岡市都市建設部都市計画課において、令和元年10月11

日（金）から同月25日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。

3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和元年10月25日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。なお、公述時間は、10分以内とする。

5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

藤岡都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて		
令和元年10月11日付け群馬県報に登載された藤岡都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1 公述申出人	住所	電話番号
	氏名	印 年齢 職業
2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3 意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

玉村都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一太

玉村都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

(1) 新たに市街化区域に編入する区域

ア 高崎玉村スマートIC北地区 面積約20.7ha 玉村町大字上新田及び板井の各一部

イ 上茂木・南玉地区 面積約0.02ha 玉村町大字上茂木及び南玉の各一部

(2) 市街化調整区域に編入する区域

ア 上福島地区 面積約0.8ha 玉村町大字上福島の一部

2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

	年 次	
区 分	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)

都市計画区域内人口	836.6千人	おおむね811.3千人
市街化区域内人口	571.1千人	※ おおむね562.9千人
配分する人口	—	おおむね548.8千人

※ 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、玉村都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一太

- 開催期日及び場所 令和元年11月13日（水）午前10時から 玉村町役場3階 大会議室
- 作成しようとする都市計画の案 玉村都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課において、令和元年10月11日（金）から同月25日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和元年10月25日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
別記様式

玉村都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて		
令和元年10月11日付け群馬県報に登載された玉村都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1 公述申出人	住所	電話番号
	氏名	職業
	印	年齢
2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3 意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋勢多都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋勢多都市計画道路 3・4・4号 茂木堀越線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市茂木町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所、前橋市都市計画部都市計画課及び前橋市大胡支所
- 4 縦覧期間 令和元年10月11日から同月25日まで

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年10月11日

群馬県立群馬産業技術センター所長 鈴木 崇

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 電界放射型電子線マイクロアナライザー
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和2年3月16日（月）
- (4) 納入場所 群馬県立群馬産業技術センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年10月15日（火）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格申請を行い、同年11月8日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立群馬産業技術センターへその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手

続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (7) 他県の同様の施設に同種の物品を納入した実績があること。
- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒379-2147 群馬県前橋市亀里町884番地1 群馬県立群馬産業技術センター 担当 大門征信 電話027-290-3030
- (2) 入札説明書の交付方法 入札説明会において直接交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 令和元年10月24日（木）午前10時 群馬県立群馬産業技術センター第1ミーティングルーム
- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年11月21日（木）午前10時 群馬県立群馬産業技術センター第1ミーティングルーム（郵送による場合は、書留郵便とし、同月18日（月）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立群馬産業技術センター所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「電界放射型電子線マイクロアナライザー入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和元年11月8日（金）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者から交付される仕様書に基づく物品の製作仕様書等（以下「製作仕様書等」という。）の図書を作成し、これを令和元年11月8日（金）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Takashi Suzuki, Director of Gunma Industrial Technology Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Field emission Electron Probe Micro Analyzer
- (3) Fulfillment period: By March 16, 2020
- (4) Fulfillment place: Gunma Industrial Technology Center (884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-Ken, Japan)
- (5) Bidding deadline: Thursday, November 21, 2019 at 10:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by November 18, 2019, 5:00 p.m.)
- (6) For further details, please contact: Masanobu Daimon, Gunma Industrial Technology Center, 884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-Ken, 379-2147, Tel 027-290-3030

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年10月11日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油(JIS1種1号) 741,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局総務課病院財務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年9月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ヨコタ絆ネットセンター深谷 埼玉県深谷市瀬山787
- 5 落札金額 63,100円(1リットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年8月23日
- 8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111